

農用地区域除外申出について

令和7年9月1日
前橋市 農政課

1 申出について

【受付期間（予定）】（1）4月1日～4月20日の開庁日
（2）9月1日～9月20日の開庁日

※20日が土日祝日の場合は、翌開庁日まで受付します。

【受付場所】市役所本庁舎7階 農政課窓口

※申出後の審査をスムーズに行うために、受付期間前に窓口での書類の事前確認（随時可能）をお願いします。事前確認を行わず、不足書類があった場合や書類の補正等に時間がかかった場合は、審査が遅れる場合があります。

【審査期間】概ね10か月間

※除外の申出月から2年以内に農地転用申請が行われない場合は、農用地区域（青地）に編入しますので計画の実施時期を考慮して申出してください。

（例：令和7年9月1日に申出 ⇒ 令和9年8月31日までが農地転用申請期限）

2 必要な書類

書 類 利用目的	⇒ ⇒ ⇒ 順番に並べて提出 ⇒ ⇒ ⇒						
	① 農用地区域除外申出書	② 委任状	③ 除外要件説明書	④ 土地利用計画書	⑤ 事業説明書	⑥ 登記事項証明書	⑦ 公図
自己用専用住宅	○	※土地所有者以外が手続きする場合に提出	○	○		○	○
宅地拡張・通路	○		○	○		○	○
露天資材置場	○		○	○	○	○	○
露天駐車場	○		○	○	○	○	○
太陽光発電施設	○		○	○	○	○	○
店舗・事業所等	○		○	○	○	○	○
福祉施設・病院	○		○	○	○	○	○
建売分譲住宅	○		○	○	○	○	○
その他	○		○	○	○	○	○

★自己用専用住宅の申出面積は500㎡以下を目安としてください。

★農地法や都市計画法等の他法令の手続きについても、許可見込みがあることが必要です。

特に、建物を目的とした申出は、開発許可や建築確認に関する内容について、必ず申出前に開発指導課及び建築指導課へ相談してください。

★⑥登記事項証明書及び⑦公図は、法務局で3か月以内に交付されたものを提出してください。

★その他審査の中で市長が必要と判断する書類について追加で提出を求める場合があります。

★農振除外を行うに当たり、併せて地域計画変更の手続きが必要となります。

3 申出後の審査について

農振除外の申出は「農業振興地域の整備に関する法律」（以下「農振法」という。）第13条第2項各号に定められた6つの要件に基づいて審査を行います。

【農振法第13条第2項の6要件】

- ① 農用地区域以外に代替すべき土地がなく、計画が必要かつ適当であること。
※特に、近隣に計画が実施できる宅地、雑種地、白地農地等の農振除外の不要な土地がある場合は、なぜその土地で計画を実施できないのか、申出地と代替できない理由が必要となります。
- ② 農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
- ③ 集団農地を分断せず、高性能農業機械による農作業の効率化、効果的な病虫害防除等に支障を及ぼすおそれがないこと。
※除外は集団農地の辺縁部から行う必要があり、集団農地が蚕食される場所の除外は認められません。
- ④ 認定農業者等に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
※認定農業者等の担い手に利用権が設定されている土地は除外が認められません。
- ⑤ 農用地等の保全または利用上必要な土地改良施設（用排水路等）に影響を及ぼすおそれがないこと。
※用排水路、ため池等の機能が低下するおそれがないことが必要です。
- ⑥ 土地基盤整備事業（土地改良事業）の工事完了後8年を経過していること。
※公共投資の効用が十分に発揮されるよう、一定期間、農用地区域として確保する必要があります。

農用地区域から除外するときは、農振法第13条第2項の6要件の全てを満たさなければなりません。

なお、農振除外の申出により、本市の農振計画（農用地利用計画）を変更する際には、農振法第13条第4項で準用する同法第8条第4項の規定に基づき県の同意が必要となります。

【お問い合わせ先】農政課

●農振除外について

TEL：027-898-6702（農業政策係）

●地域計画について

TEL：027-898-6703（地域営農係）

FAX：027-223-8527

MAIL：nousei@city.maebashi.gunma.jp